

ファミリー健康体力向上事業実施要項

1 事業名

ファミリー健康体力向上事業

2 目的

家族で体力測定会に参加し、それぞれの体力等の状態を確認し合い、日常生活の中で家族そろってスポーツに親しむ習慣を身につけることにより、体力の向上や心身の健康の保持増進に資する。

3 主催

公益社団法人 全国スポーツ推進委員連合

4 事業の概要

連合で平成19年度及び20年度に実施した子どもの体力検定事業（文部科学省委託事業）のノウハウを活用し、広い年齢層にわたる体力測定を連合が主体となって企画・運営する。測定結果をデータベース化して、評価分析を行い、その後の運動方法などについて助言を行う方途を講じるとともに、必要に応じ事業報告書を作成する。

また、体力測定の精度を高め、測定結果を効率的に活用していくために、共通した認識や指導力を有するコーディネーターやアドバイザーの養成確保が不可欠であることから、連合主催で「ファミリー健康体力向上事業中央講習会」（コーディネーターの養成）を開催するとともに、都道府県単位で「ファミリー健康体力向上アドバイザー養成講習会」を開催する。

5 体力測定会の実施期間

毎年4月～11月

6 経費の負担

連合から体力測定業務を委託することとし、その経費を連合で負担する。委託費については、当該年度の予算編成時に定めるが、1都道府県当たり80万円程度とする。その財源については、基本財産運用益、会費収入、助成金収入、資格認定料収入の中から支出する。

7 事業実施都道府県の選定等

体力測定会の実施を希望する都道府県は、毎年度4月から5月までの間に委託費の支給申請を行い、その間に申請数が9件に達した段階で募集を締め切る。なお、選定に当たっては地域バランス等も考慮する。

体力測定会実施が決定した都道府県から1～2名、連合主催の「ファミリー健康体力向上事業中央講習会」の受講者を派遣する。その開催経費、受講料、宿泊・交通費等は連合負担とする。

体力測定会は、1都道府県につき5市町村程度、1都道府県につき500名以上の参加を基本とする。

当年度中にコーディネーター講習会、アドバイザー講習会、体力測定会を実施することを原則とするが、実施都道府県等のやむを得ない事情により当年度中にすべての事業実施が困難な場合は、連合会長の承認を得た上で、次年度に体力測定会を延期することも認める。この場合の連合からの助成金80万円については、当年度20万円、次年度60万円を支給するものとする。

8 ファミリー健康体力向上コーディネーター・アドバイザーの資格認定

(1) 資格の種類と役割

「ファミリー健康体力向上コーディネーター」

- ・ファミリー健康体力向上アドバイザーの養成
- ・体力測定会の企画・運営に関する指導
- ・都道府県内における体力測定会の普及

「ファミリー健康体力向上アドバイザー」

- ・体力測定会の企画・運営
- ・体力測定会の実施
- ・体力測定結果の判定と参加者への通知
- ・体力測定結果の活用・助言

(2) ファミリー健康体力向上事業中央講習会のカリキュラム（例）

- ・スポーツ基本法とスポーツ推進委員の役割
- ・事業の目的とコーディネーター・アドバイザーの役割
- ・新体力テストのねらいと内容
- ・新体力テストの実施計画と運営
- ・実技：測定方法、測定器具の使い方等
- ・新体力テストの活用と運動指導

(3) 講習会の受講料

連合主催のファミリー健康体力向上事業中央講習会については無料とし、ファミリー健康体力向上アドバイザー養成講習会については、主催する都道府県が決定する。

(4) 資格の認定

講習修了者の申請により、連合は「資格認定証」を発行する。資格認定料は、以下のとおりとする。

- ・ファミリー健康体力向上コーディネーター 1人 2,000円
- ・ファミリー健康体力向上アドバイザー 1人 2,000円

(アドバイザー資格認定料の振込先)

銀行名： みずほ銀行 渋谷中央支店

口座番号： 普通 2230727

口座名義： 公益社団法人 全国スポーツ推進委員連合 会長 阿達^{あだち}雅志^{まさし}

(5) 他の類似資格との調整

- ・「日本体育協会公認体力テスト判定員」の有資格者が連合のコーディネーター講習会あるいはアドバイザー講習会を受講する場合、実技に関するカリキュラムは免除するが、各資格認定料は徴収する。
- ・「体力検定指導員」有資格者がコーディネーター講習会を受講する場合、子どもを対象とした実技講習については免除する。また、コーディネーターの資格認定料は徴収しない。
- ・「体力検定員」有資格者がコーディネーター講習会またはアドバイザー講習会を受講する場合、子どもを対象とした実技講習については免除する。また、コーディネーターの資格認定料は徴収するが、アドバイザーの資格認定料は徴収しない。

9 連合事業専門委員会の開催

連合理事、有識者等で構成する事業専門委員会の場において、本事業の基本的な企画立案を初め、体力測定会の具体的実施方法、講習会のカリキュラム、測定結果の分析評価、データベースの活用法、運動処方^{しやう}の提示、事業報告書の作成、経費の使途等について検討を行う。

10 事業実施都道府県への決定通知

事業実施都道府県が確定した段階で、連合から、事業実施都道府県スポーツ推進委員協議会会長宛に決定通知及び事業実施依頼文書等を発出する。

11 事業実施都道府県内連絡会議の開催

事業実施都道府県のスポーツ推進委員協議会会長を中心に、体力測定会実施市町村を5カ所程度選定する。その後、体力測定会実施が決定した市町村と都道府県の間で、体力測定会及びファミリー健康体力向上アドバイザー養成講習会の具体的な実施方法や経費等について説明、協議を行う連絡会議を開催する。

12 事業実施市町村内打ち合わせ会議の開催

実施市町村内のスポーツ推進委員を中心に、体力測定会の日時、会場、詳細な実施方法、経費等について打ち合わせを行う会議を開催する。

13 体力測定の対象

6歳から79歳までの男女

14 実施項目と測定方法

基本的に、文部科学省制定の「新体力テスト実施要項」に準じて実施するが、家族と一緒に測定できること、評価がわかりやすいこと、安全性、運営の効率性等を考慮し、実施項目は以下のとおりとする。また、体力測定は、講習を受講したファミリー健康体力向上アドバイザー等が担当する。

(1) 6歳から64歳の男女児童

握力 上体起こし 長座体前屈

反復横とび 20mシャトルラン（往復持久走） 立ち幅とび

(2) 65歳から79歳までの男女

握力 上体起こし 長座体前屈

開眼片足立ち 10m障害物歩行 6分間歩行

15 体力測定会記録表について

体力測定会当日、参加者に係る情報、質問に対する回答、測定結果等を記入する「体力測定会記録表」を受付で配付し、終了後に回収する。

16 体力測定評価表の印刷

体力測定評価表印刷用ソフトを用い測定結果等をデータ入力し、印刷された評価表を参加者に手渡す。

17 体力測定会記録表、体力測定評価表印刷用紙等の送付

体力測定会記録表、体力測定評価表印刷用紙、アドバイザー講習会修了証、20mシャトルラン用CD等は、連合から事業実施都道府県に必要数を送付する。

18 事業実施に伴う経費について

本事業実施に係る委託費については、「事業実施都道府県内連絡会議」の開催日までに、連合より事業実施都道府県に交付する。

19 事業実施に伴う経費の使途

連合より事業実施都道府県に交付する委託費約80万円については、別紙の経費使用例を参考に支出するものとし、委託金額を超えて支出したものは自己負担とする。また、余剰金が生じた場合は連合へ返還する。

(余剰金振込先)

銀行名： みずほ銀行 渋谷中央支店

口座番号： 普通 2230727

口座名義： 公益社団法人 全国スポーツ推進委員連合 会長 阿達^{あだち}雅志^{まさし}

20 決算報告の提出

決算報告については、領収書等必要なすべての証拠書類を添えて、体力測定会終了後、速やかに連合へ提出する。

2カ年度にわたって事業を行う場合も事業報告（中間報告）を提出する。決算の証拠書類は必ず原本を添付すること。

21 保険への加入

体力測定会参加者を対象に傷害保険に加入する。保険への加入は全国一括とし、保険料は連合が負担し、保険に関する手続も連合が行う。

なお、都道府県事務局は、体力測定会終了後に実施市町村から送付されてきた「体力測定会参加者受付名簿」をもとに、実施日順に「傷害保険用体力測定実施状況報告」に必要な事項を記入の上、連合宛にメールで送付する。

22 測定結果の集計とデータベースの活用

体力測定結果のデータを連合で集積し、その活用方法等について、事業専門委員会等の場で検討を行う。